



■ PBシステム「電子帳簿保存」対応につきまして

来年1月より「改正・電子帳簿保存法」が施行されることとなっており、メディアにも多く取り上げられております。PBシステムにおける電子帳簿保存の対応をあらためてご案内いたします。

●●● 電子帳簿の内訳とPBシステムの対応状況

電子帳簿の種類	PBS対応	J I I M A 認証	おもな保存対象	保存形式
国税関係帳簿	○	あり (ダーウィン版)	仕訳日記帳 総勘定元帳	電子データ保存
国税関係書類 (PBS メニューあり)	○	—	貸借対照表 損益計算書	
国税関係書類 (PBS メニューなし)	×	—	請求書や領収書	スキャナ保存

※2022/1月の法令改正後もPBシステムの対応状況に変更はありません

PBシステム会計メニューは電子帳簿保存の各種要件に
適応しておりますので、国税庁ホームページ掲載の
申請書を用いて申請を行うことが可能です。

国税庁 電子帳簿保存法 申請書

検索

J I I M A 認証(ダーウィン版)

さらに、PBシステムのオプション「ダーウィン版」をご利用の会計事務所様およびデータ共有をしている
顧問先様では、日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）による【電子帳簿ソフト法的要件認証】が適
用されます。

「ダーウィン版」契約状況などの確認は、営業担当
までお寄せください

法的要件 PBシステム

検索

(補足) PBシステム【資料管理】と「スキャナ保存」

請求書や領収書などのスキャン画像を保管し、仕訳との関連付けができるオプションサービス【資料管理(資
料閲覧入力)】につきましては、“タイムスタンプ”の機能が実装されていないこと等により、電子帳簿保存
法の要件には適応しておりません。

■ 「新・私書箱」PR動画公開中です

近日リニューアルする「私書箱」につきまして、新機能などを動画でご紹介しております。

PBシステム サポートページ

検索

～お知らせ

「私書箱リニューアルのご案内」YouTube 動画